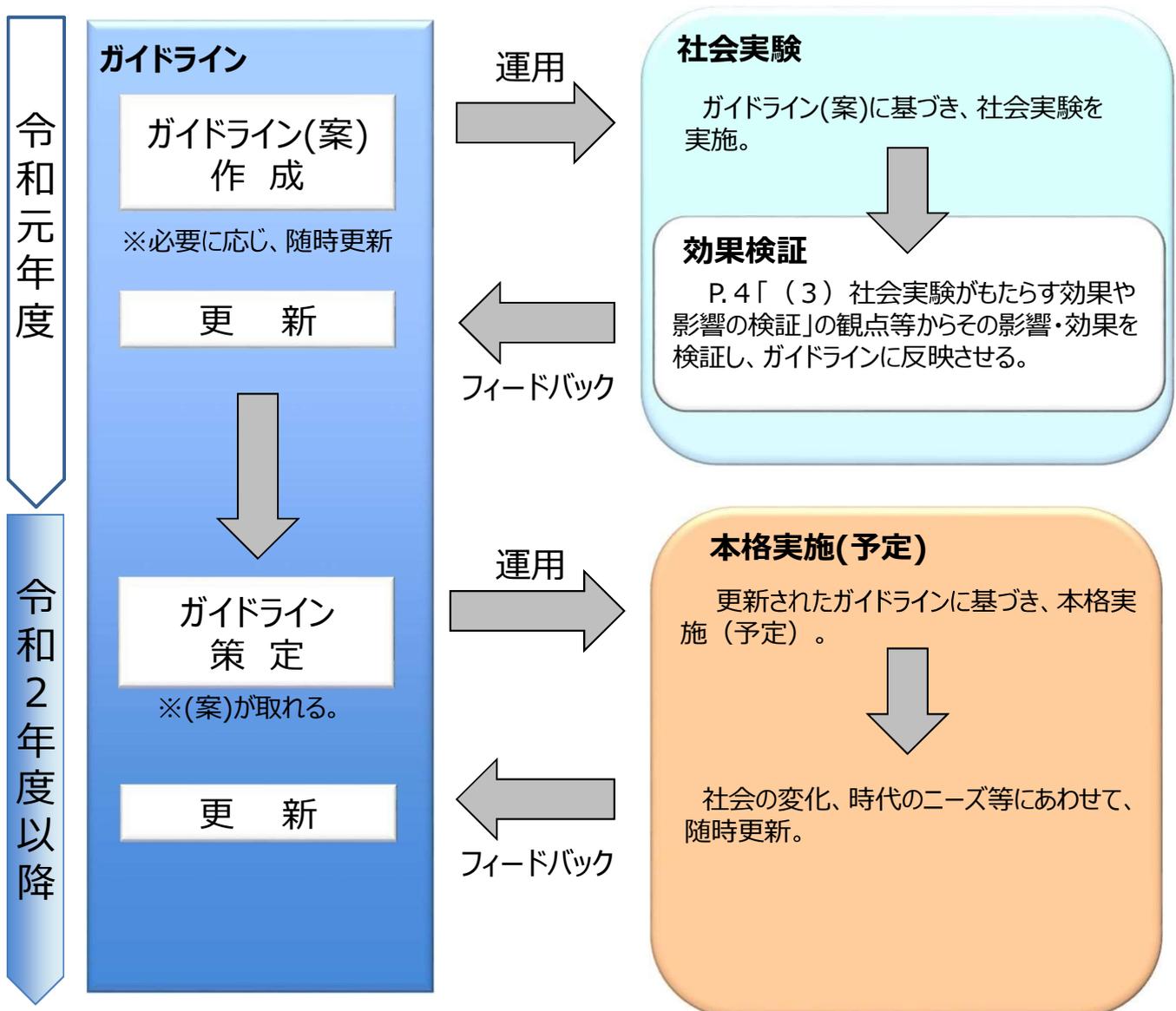


1. ガイドライン作成の目的と位置付け

(4) ガイドラインの策定フロー

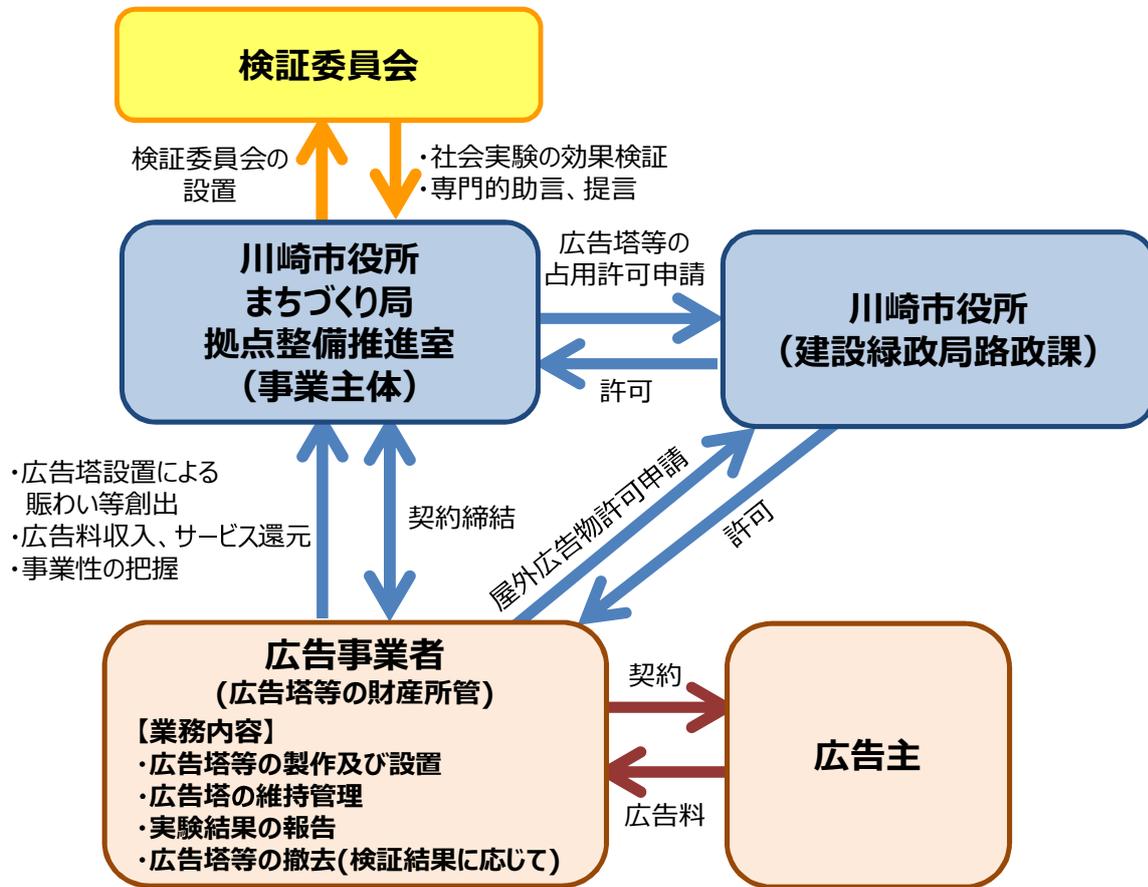
ガイドラインは、下図のフローにより運用し、社会実験の実施段階では、ガイドライン(案)として作成し、これに基づき社会実験を実施し、その効果・課題等を検証した上で、最終的にガイドラインとして策定し、本格実施に移行するものとする。



1. ガイドライン作成の目的と位置付け

(5) 社会実験のスキーム図

社会実験は、下図のスキームで実施していくものとする。



(6) 社会実験の概要

川崎駅周辺地区の公共空間を活用した広告事業の社会実験にあたり、H30年12月議会において、屋外広告物条例の一部を改正した。

社会実験実施にあたっては、広告物の掲出の審査基準となる『川崎駅周辺地区における公共空間を活用した屋外広告物掲出ガイドライン(案)』を作成し、事業者はこれに基づき、広告を掲出するものとする。

また、社会実験がもたらす効果や影響について、さまざまな検証をした上で、令和2年度の本格実施に向けた取組を進めることとする。

① 川崎駅東口駅前広場

平成31年2月より社会実験実施事業者の公募を実施し、3月にエムシードウコー（株）に決定した。エムシードウコー（株）が実施する事業内容は以下のとおりである。

【事業者の提案内容】

- ・ 広告塔の設置（10基）、既存案内サインへの広告添架（4か所）
- ・ 駅前広場の環境美化（清掃活動（週2回））
- ・ 災害時の緊急情報配信 ・ 公共情報の配信 ・ 金額10,000,000円

② 川崎駅北口通路西側デッキ

現在、川崎市と三井不動産（株）との間でネーミングライツ契約を行っている川崎駅北口西側デッキにおいて、既存設置済みのバナーフラッグを活用し、三井不動産（株）がラゾーナ川崎プラザの事業又は営業の内容等に関する広告物の掲出を行う。

2. 推進方策

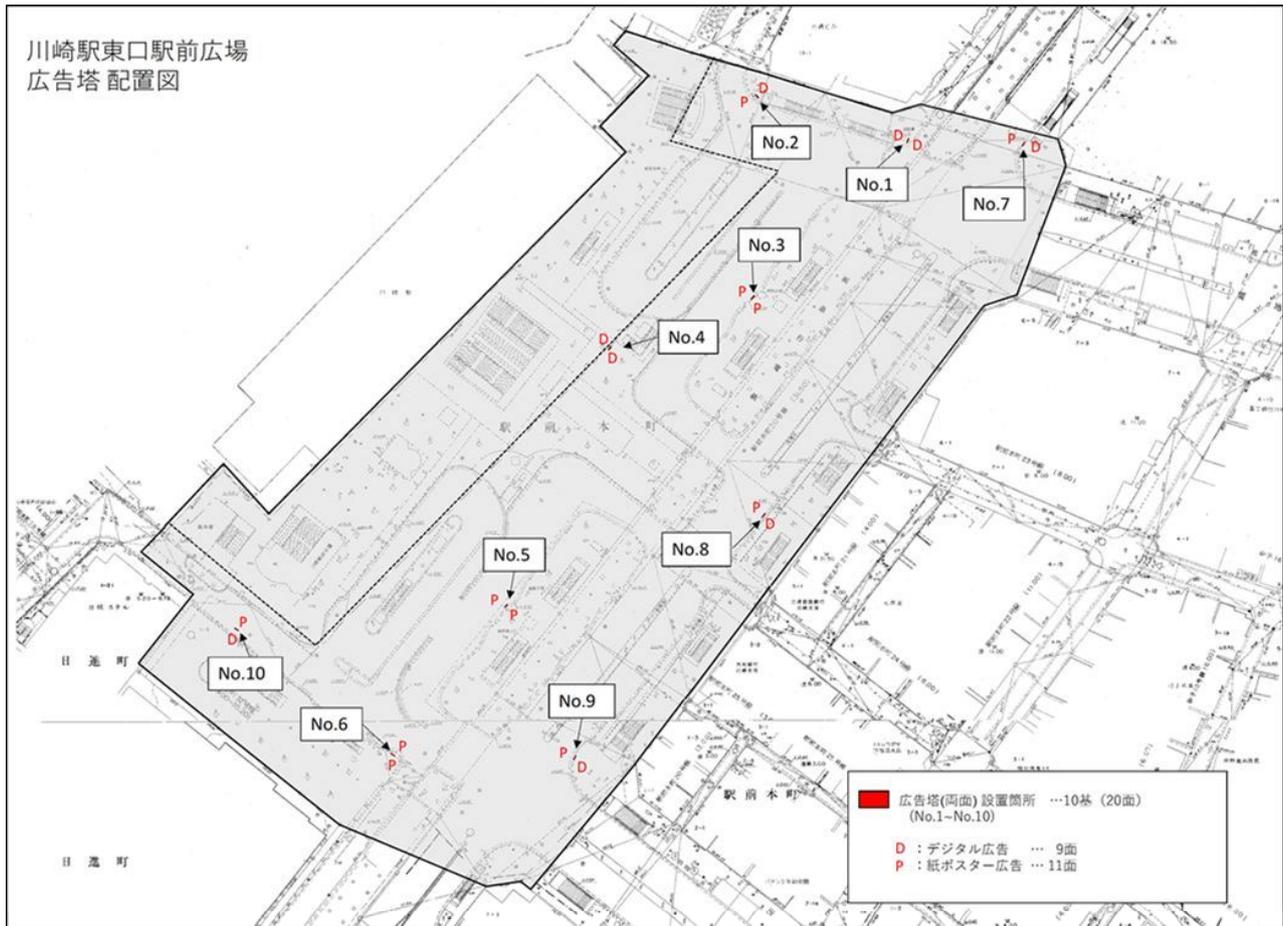
(2) 対象となる広告物

①川崎駅東口駅前広場

対象となる広告物は以下のとおりです。

a 川崎駅東口駅前広場 配置図

広告塔の設置については、歩行者等の安全性を考慮し、原則、下図の示す箇所を候補として、市と事業者で協議の上、具体的設置箇所を決定する。但し、候補以外の箇所であっても、市・事業者等で協議の上、安全性が確認された場合は設置を可能とする。



b 種類・規格

広告塔は、幅 1.33m × 高さ 2.97m の範囲内の規格とする。



No1,4,7

2. 推進方策

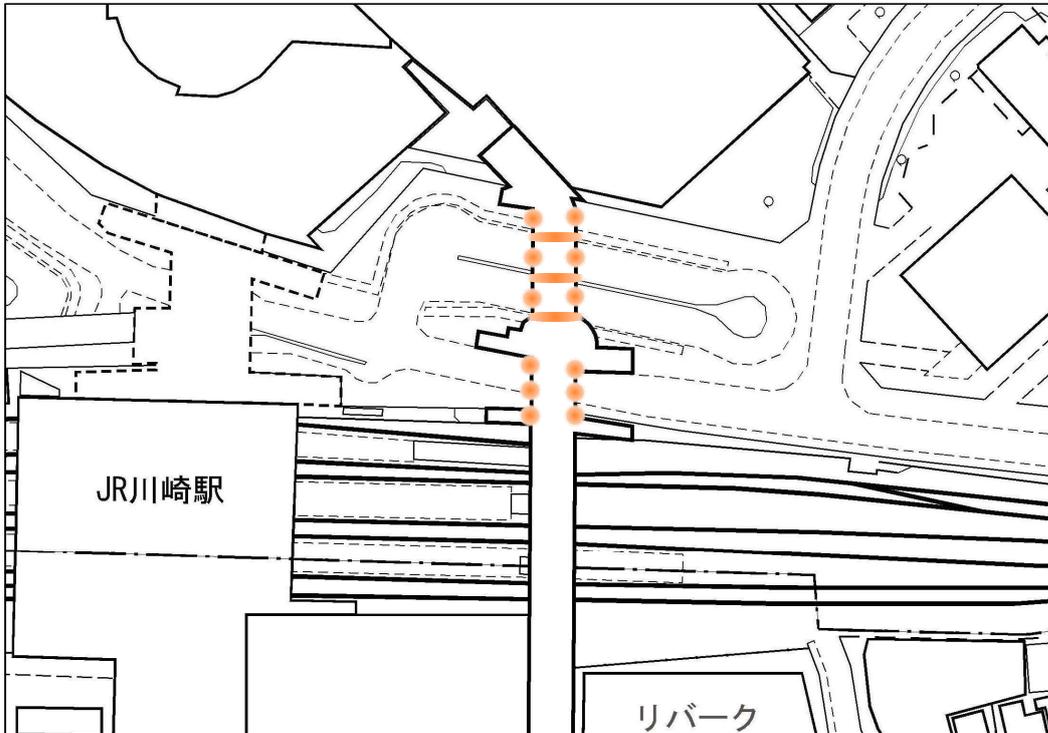
(2) 対象となる広告物

②川崎駅北口通路西側デッキ

対象となる広告物は以下のとおりです。

a 川崎駅北口通路西側デッキ 配置図

既存設置済みのバナーフラッグ及び横断幕を活用し、下図に示す箇所へ広告物を設置可能とする。



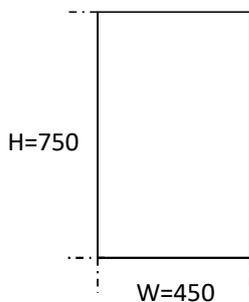
凡例・・・● バナーフラッグ及び横断幕設置可能箇所

b 種類・規格

バナーフラッグ及び横断幕は型毎に下記の範囲内の規格とする。

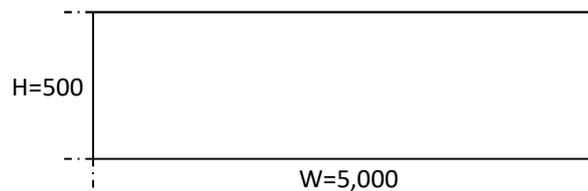
(a) バナーフラッグ

W=450 H=750



(b) 横断幕

W=5,000 H=500



2. 推進方策

(3) 広告物掲出基準

広告物掲出基準

第1章 総則

(趣旨)

第1条 川崎駅周辺地区における公共空間を活用した屋外広告物掲出ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）の対象エリアにおける屋外広告物の掲出に際しては、既に様々な基準が定められているが、これらの基準は、今回新たに掲出が可能となる公共空間における広告物を想定したものとはなっていないことから、この広告物掲出基準では、社会実験時の屋外広告物の掲出に際して、当該エリアにおける屋外広告物関連法令・基準等に加えて、必要な事項を定めるものとする。

(基本理念)

第2条 公共空間を活用した屋外広告物は、次の基本理念に基づき掲出するものとする。

- (1) まちの活性化やエリアの賑わいの創出等に寄与していること。
- (2) 周辺景観と調和し、市民に好感を与えること。
- (3) 川崎駅周辺景観計画特定地区の景観形成方針に合致していること。
- (4) 川崎駅東口駅前広場においては、川崎駅周辺総合整備計画に配慮すること。

第2章 川崎駅東口駅前広場等における広告塔、案内サイン等

(表示内容)

第3条 広告物の表示内容は、川崎市広告掲載基準に適合するとともに、まちの活性化や賑わいの演出にも効果があり、川崎市の玄関口にふさわしい品位の良さを感じられるものや、アート性の高いものとする。

(広告物のデザイン)

第4条 広告物のデザインは、賑わいの演出に効果的で、都市景観を向上させるデザインとなるよう、色彩デザイン等について工夫されたものとするとともに、著しく景観を損なわないよう配慮すること。
2 前項の要件を満たしている場合においても、その他、景観等の観点から本市が適切でないとするものは、掲出を不可とすることができる。

(映像装置)

第5条 広告塔に映像装置を用いる場合には、第3条及び第4条の要件を基本とするとともに、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 放映時間は、午前4時から翌午前1時30分の範囲内とする。
- (2) 広告は、1回15秒を基本とし、放映は同じ内容が、短時間に連続して繰返すことがないこと。
- (3) 自動車運転の視線、交通信号、交通標識が保護されるように、派手な色彩や点滅、動きの速い動画、また視覚的に強い表現等はしないこと。
- (4) 「アニメーション等の映像手法に関するガイドライン（日本放送協会、(社)日本民間放送連盟）」に記載される事項について満たすこと。
- (5) 人や動物などの身体の一部（目、鼻、手のひら、足等）を異常に強調したデザインでないこと。
- (6) 輝度は、周囲の明るさに応じて自動的に調整されるものとし、日中は6,000カンデラ毎平方メートル(cd/m²)を超えず、夜間は1,000カンデラ毎平方メートル(cd/m²)を超えないものとする。また、夜間景観との調和を図るため、夜間の輝度は、自動的に調整される輝度より10%低い輝度に調整されるよう設定すること。
- (7) 公共広報は、本市の求めに応じて、掲出・放映するものとする。詳細については、本市と協議の上、決定すること。（公共広報の割合：概ね10%以上）
なお、イベント等の催事の際は公共広報枠に、マナー啓発等の映像を放映する等の配慮をすること。
- (8) 白色等の明度の高い映像により、歩道利用者等に眩しい等の印象を与えることのないよう広告の内容を精査し、広告の放映順序の入れ替えやグラデーション処理等による画面遷移の方法を工夫し、歩道利用者等に配慮すること。
- (9) 街並みや都市景観に配慮すること。

2. 推進方策

(3) 広告物掲出基準

2 第1項の要件を満たしている場合においても、その他、景観等の観点から本市が適切でないと認めるものは、掲出を不可とすることができる。また、歩道利用者等から苦情があがった場合には状況をよく精査し適切な措置を講じることとする。

(配慮事項)

第6条 広告物の掲出にあたっては、次に掲げる事項に配慮しなければならない。

- (1) 倒壊、落下、はく離等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないような構造とすること。
- (2) 反射、発光する素材は使用しないこと。

第3章 川崎駅北口通路西側デッキにおけるバナーフラッグ等

(表示内容)

第7条 川崎駅北口通路西側デッキは、ネーミングライツ導入施設であることを踏まえ、広告物の表示内容は、第3条に適合するとともに、原則、ネーミングライツの愛称、ネーミングライツパートナーの運営する施設(ラゾーナ川崎プラザ)の事業又は営業の内容、若しくは関連する催事に限るものとする。ただし、まちの活性化や賑わいの演出に寄与すると認められる場合はこの限りではない。

(広告物のデザイン)

第8条 広告物のデザインは、第4条によるものとする。

(配慮事項)

第9条 広告物の掲出にあたっては、次に掲げる事項に配慮しなければならない。

- (1) 倒壊、落下、はく離等によりデッキの構造又は交通に支障を及ぼすことがないような構造とすること。
- (2) 台風等の強風で掲出が危険と判断した場合は、バナーフラッグ等を一時撤去すること。
- (3) 反射、発光する素材は使用しないこと。

第4章 広告の内容等に関する審査

(自主審査の実施)

第10条 広告を設置する者は、本ガイドラインに沿った自主審査基準を作成し、必要な基準を定めること。

(自主審査委員会等の設置)

第11条 広告の内容等に関する審査については、事業者において、学識経験者が参加する自主審査委員会等の審査を受け、広告掲載の可否を判断するものとする。

2. 推進方策

(4) 審査体制等

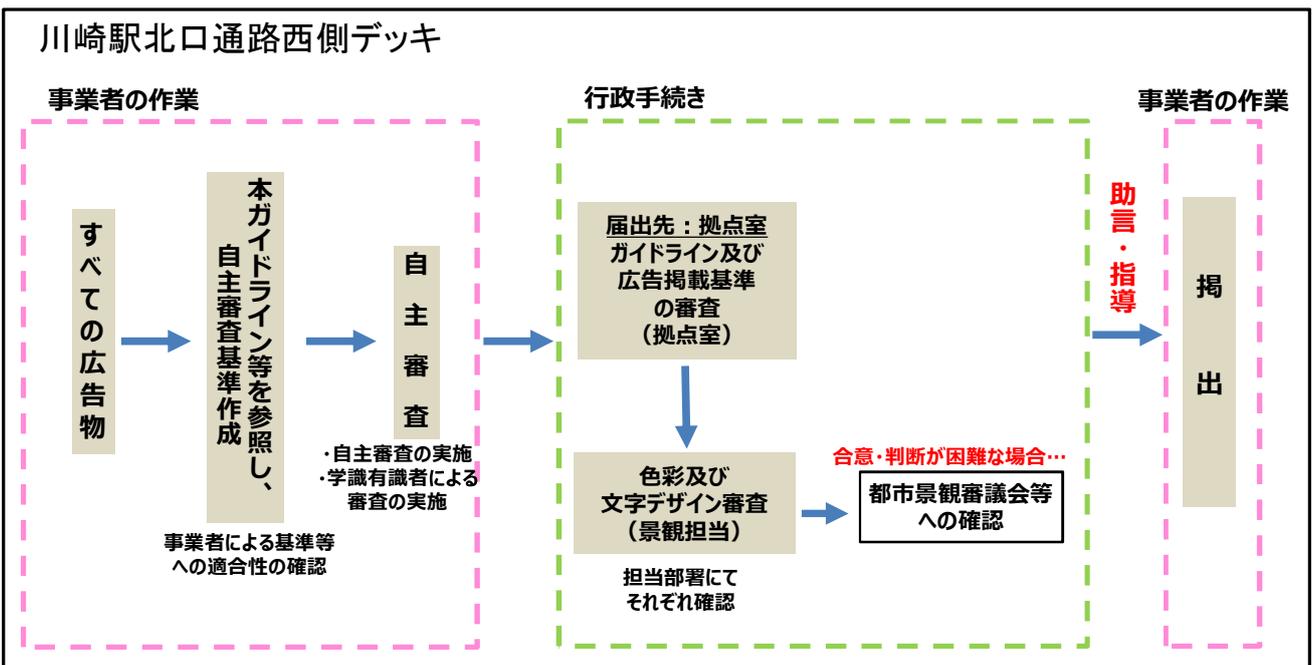
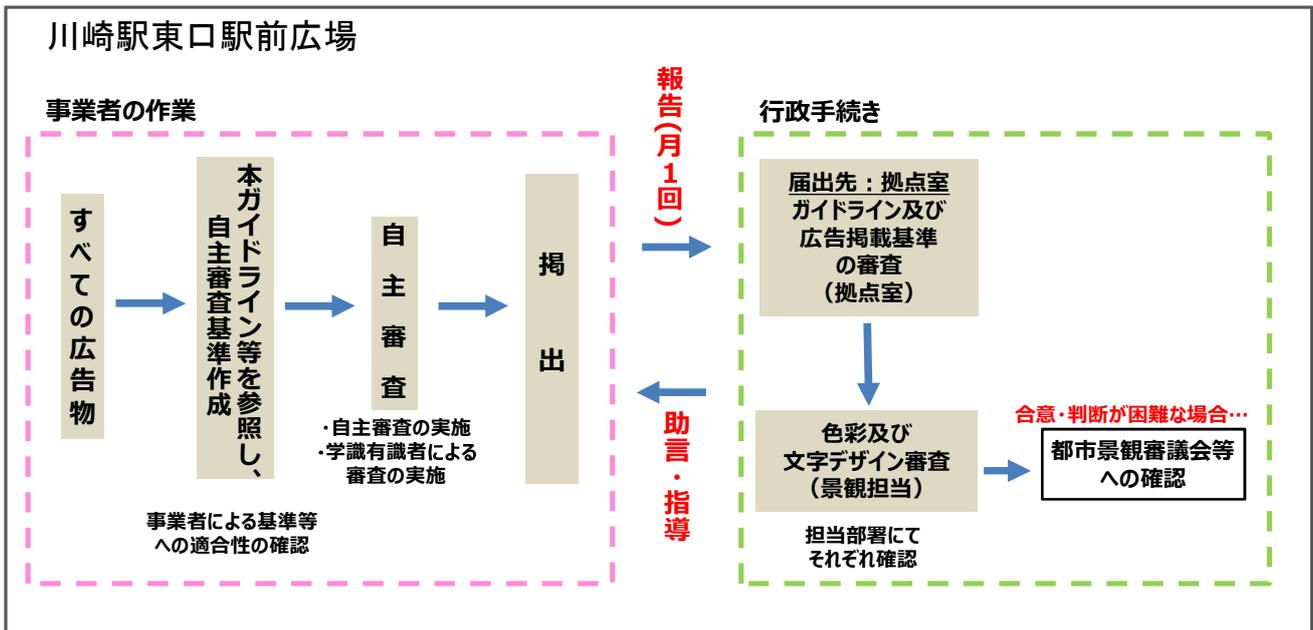
1) 本ガイドラインの運用

本ガイドラインの効果的な運用を図るため、社会実験時は本市（まちづくり局）が主体となり、広告事業者、その他関係者等へ周知を図るとともに、公民の協力・協調による本ガイドラインの運用に努める。

2) 広告物の審査

本ガイドラインに則って掲出するすべての広告物は審査の対象であり、本ガイドラインをもとに審査を実施する体制を構築する。

【審査体制】



【参考】川崎駅周辺地区における広告物関連法令・基準等

- (1) 川崎市屋外広告物条例
- (2) 川崎市屋外広告物条例施行規則
- (3) 川崎駅周辺景観計画特定地区 景観形成方針・基準
- (4) 川崎市広告掲載要綱
- (5) 川崎市広告掲載基準
- (6) 川崎市道路占用規則
- (7) 道路占用許可基準

川崎駅東口駅前広場の管理に関する取扱指針（案）

（趣旨）

第1条 この指針は、川崎駅東口駅前広場（以下「駅前広場」という。）について、川崎市財産規則（昭和39年4月1日規則第33号、以下「財産規則」という。）に基づく適正な管理を図るため、事務処理上必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この指針において「駅前広場」とは、川崎市が管理する広場、川崎市と東日本旅客鉄道株式会社との間で交わされた「川崎駅東口駅前広場の保守管理に関する協定書（平成24年4月4日締結）」に基づく適用範囲及び川崎市と京浜急行電鉄株式会社との間で交わされた「川崎駅東口駅前広場の保守管理に関する協定書（平成24年3月30日締結）」に基づく適用範囲をいう。

（位置及び範囲）

第3条 この指針による「駅前広場」の位置及び範囲は別表のとおりとし、代表地番は川崎市川崎区駅前本町30番地2とする。

（管理上の注意義務）

第4条 次の各号に掲げる行為（施設管理者等の許可を受けた行為を除く）の防止及び排除に努め、「駅前広場」を良好の状態に維持するように細心の注意をもって管理する。

- (1) 駅前広場の施設及び器物を損傷し、又は破損する行為
- (2) ごみを捨てることその他不衛生な行為
- (3) 駅前広場に土石、竹木等の物件をたい積し、その他駅前広場の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある行為
- (4) 喫煙又は火気類を使用する行為
- (5) 物販、集会、寝泊りその他通行の障害となる行為
- (6) 看板、はり紙、のぼり旗、懸垂幕その他これらに類するものを掲示する又は設置する行為
- (7) 危険のおそれのある行為又は他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為
- (8) 自転車を違法に駐車し及び放置する行為
- (9) 音量を拡声するアンプ等の設備やドラムセットを使用する行為
- (10) その他駅前広場の管理上支障を及ぼす行為

（利用の禁止又は制限）

第5条 次に掲げる場合においては、駅前広場を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、駅前広場の全部又は一部の利用を禁止し、又は制限する。

- (1) 駅前広場に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合

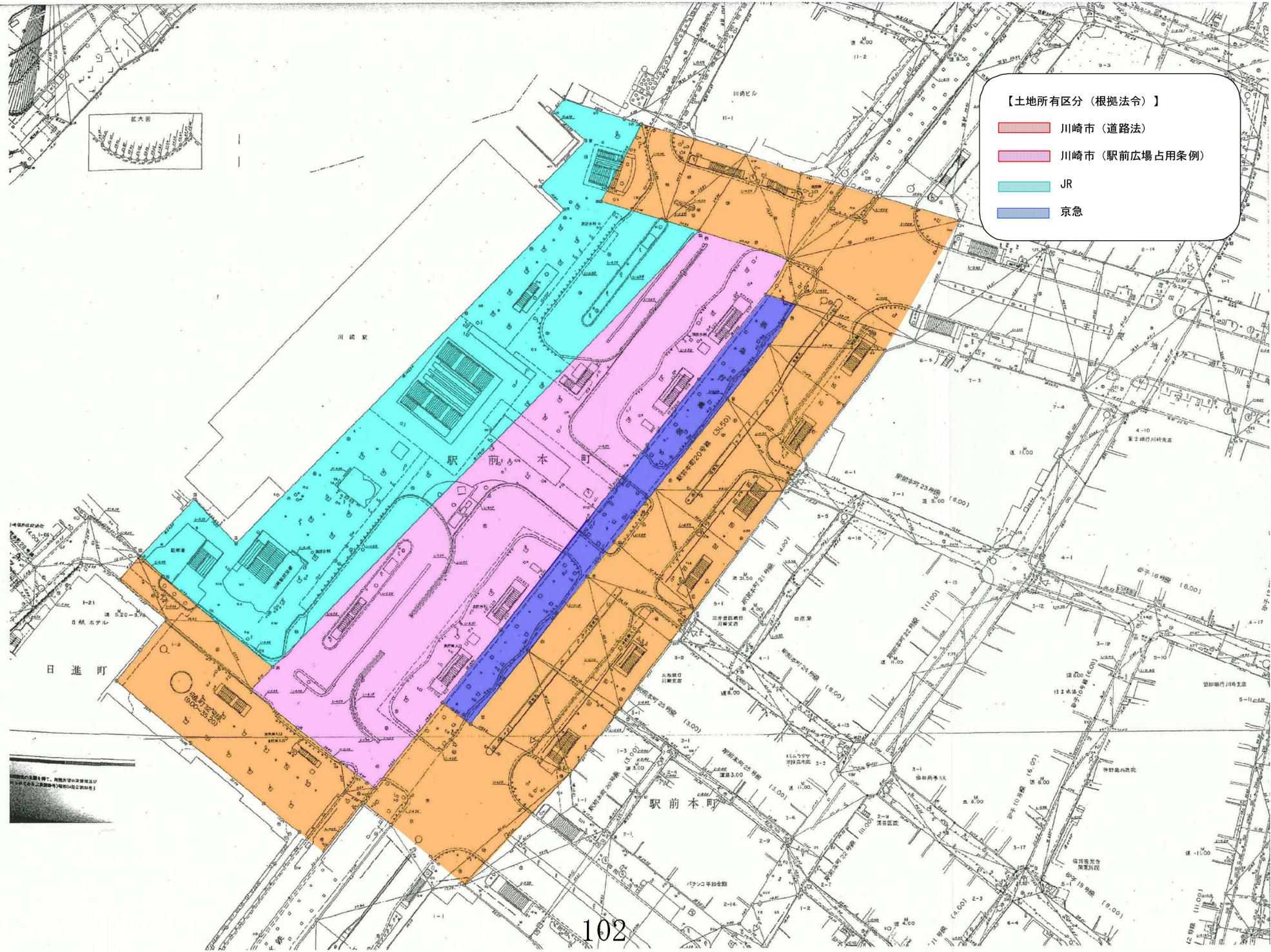
- (2) 駅前広場の施設の破損その他の事由により駅前広場の利用が危険であると認められる場合
- (3) その他駅前広場の管理上必要がある場合

(その他)

第6条 この指針の施行に関して必要な事項は、建設緑政局長が別に定める。

附 則

この改訂指針は、令和2年 月 日から施行する。



【土地所有区分（根拠法令）】

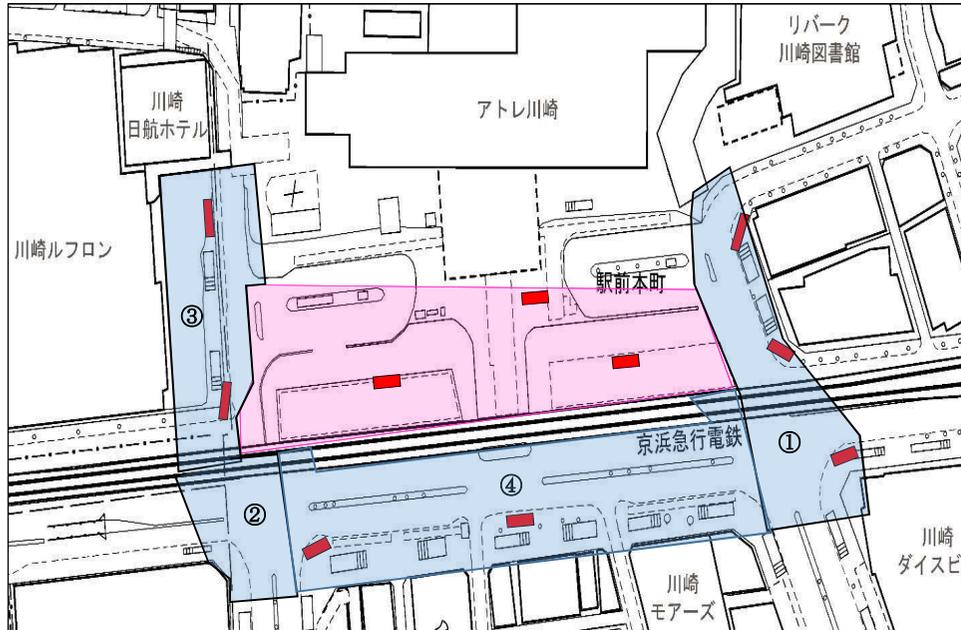
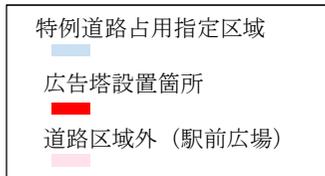
- 川崎市（道路法）
- 川崎市（駅前広場占用条例）
- JR
- 京急

特例道路占用区域及び設置できる施設等の種類

1 川崎駅東口駅前広場

- (1) 指定する区域
- ① 県道主要地方道川崎府中線の一部
 - ② 県道扇町川崎停車場の一部
 - ③ 市道日進町32号線の一部
 - ④ 市道駅前本町20号線の一部
- (2) 設置できる施設
- 広告塔

2 指定区域図



3 川崎駅北口通路西側デッキ

- (1) 指定する区域
- ① 市道堀川町線の一部
 - ② 市道堀川町1号線の一部
- (2) 設置できる施設
- バーナフラグ・横断幕

4 指定区域図

